

施設の使用に関するきまり

東京都立世田谷泉高等学校
都立学校開放事業運営委員長

- 1 本校の正門から責任者と一緒に団体単位で出入りし、門は必ず閉めてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 3 自動車での来校は禁止です（オートバイでの来校も禁止します）。
- 4 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 5 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
- 6 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 7 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 8 登録団体以外の者は校内に立入りできません。施設の使用もできません。
- 9 各施設使用の際は、各施設に適した靴を使用してください。
(【例】テニスコート：テニスシューズ)
- 10 学校の電話を、呼び出し、連絡等に使用することはできません。
- 11 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復をしてください。
- 12 校内は、禁酒・禁煙です。また、学校敷地内はすべて禁煙ですので、正門付近での喫煙もご遠慮ください。なお、ごみ、空き缶等は持ち帰ってください。
- 13 校内にある草花や果実類の摘み取り及び持ち帰りは禁止します。
- 14 使用終了時に、使用人数・備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。なお、テニスコート出入口の南京錠は確実に手渡しをお願いします。
- 15 従前からの感染症対策の徹底を図ってください。また、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 16 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用禁止、又は団体の登録取消となることもあります。また、開放日については学校開放予定表に従って開放しますが、学校行事等により開放できなくなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。